

大阪市北区堂島浜2丁目1番40号
サントリー株式会社
代表取締役 佐治信忠 殿

東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番12号
株式会社サントリー・ショッピング・クラブ
代表取締役 眞鍋清嗣 殿

申 入 書

前略

私達は、今回貴社が製造・販売し、違法な食品添加物が入っていた健康食品アスタキサンチン入のイチヨウ葉とブルーベリーにかかる購入者への対応につき、全被害者への救済を全うされるよう申し入れます。

この件では、購入消費者の2人が貴社らを相手として裁判をし、大阪地方裁判所及び大阪高等裁判所は通信販売主(株)サントリー・ショッピング・クラブ(以下SSCといいます)は売主としての民事責任上、既消費分についても損害賠償責任があるとして支払を命じる判決をし、確定しています。

貴社らの公認しているところでは、これらの健康食品はサントリーが製造し、100%子会社のSSCにより全国的に通信販売をさせたもので、購入者は全国で39325人、販売本数74640個、販売価額にして3億円余に及ぶというものです。

これにより、原告2名に賠償されることは当然ですが、SSCの法的責任も明らかになった以上、通信販売で購入した全消費者(所在連絡先も知られているところ)に購入代金の返還を申し出るべきであります。

サントリー社はその後、SSCに健康食品につき行わせていた通信販売事業を直接行われており、メーカーとしてのサントリーの社会信用上においても、全購入者に対して判決に沿った措置をして社会的責任を果たされるべきです。

以上、私共の申入れにつき、どう対処されるのかご回答を求める次第です。

草々

平成17年11月 日

大阪市中央区内本町2-1-19-430
電 話 : 06-6941-3745 / F A X : 06-6941-5699
全大阪消費者団体連絡会
事務局長 飯 田 秀 男

(連絡先) 大阪市中央区北浜一丁目2番2号 北浜プロボノビル
電 話 : 06-6202-5050 / F A X : 06-6202-5052
平和法律事務所
サントリー健康食品原告弁護団
代 表 井 上 善 雄